## 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づく環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第371号)第2条の規定により、市長が指定する騒音に係る環境基準を適用する地域及びその地域の類型による区分は、次のとおりとし、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、小平市役所環境部に備え置いて一般の縦覧に供する。

1 環境基準を適用する地域

小平市の区域

2 平成10年環境庁告示第64号に基づく地域の類型による区分

地域の類型	該当地域
A	都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第1項から第4項までに
	定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中
	高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びにこれらに接する地
	先及び水面
В	都市計画法第9条第5項から第7項までに定められた第一種住居地域、第
	二種住居地域、準住居地域及び都市計画法第8条第1項第1号の規定によ
	り用途地域の定められていない地域並びにこれらに接する地先及び水面
С	都市計画法第9条第8項から第11項までに定められた近隣商業地域、商
	業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先及び水面

平成24年3月23日

小平市長 小 林 正 則